

平成 2 1 年 度
有 害 図 書 類 区 分 陳 列 等 調 査 結 果 集 計

平成 2 2 年 6 月

神奈川県県民局青少年部青少年課

目 次

平成 2 1 年度「有害図書類区分陳列等調査」について

1	調査結果集計期間	1
2	調査対象	1
3	調査実施者	1
4	調査方法	1
5	調査内容	1
6	調査結果の概要	2
(参考)	報告書中の表記について	3

調査結果（平成 2 1 年度通年）

1	調査実施店舗数	4
2	有害図書類販売の有無	5
3	有害図書類の区分陳列方法	6
4	1 8 歳未満者への販売や閲覧禁止の表示	8
5	サンプルディスプレイの状況	9

集計表

平成 2 1 年度調査結果（通年）	1 0
-------------------	-----

平成 2 1 年度「有害図書類区分陳列等調査」のあらまし	1 4
------------------------------	-----

平成21年度「有害図書類区分陳列等調査」について

1 調査結果集計期間

平成21年7月1日から平成22年3月31日まで

2 調査対象

県内全域の書店、古書店等

3 調査実施者

県内各地域で、青少年の健全育成、社会環境健全化に取り組まれておられる青少年指導員、青少年育成推進員等（以下「青少年指導員等」という。）の方々の中から、各市町村がそれぞれの取組状況に応じて調査の協力を依頼した方。

4 調査方法

別途配布した「対象店舗一覧」を参考に、各市町村が調査対象店舗として選定した店舗に、青少年指導員等が訪問し調査を実施した。

5 調査内容

- (1) 有害図書類販売の有無及び包装方法
- (2) 有害図書類の区分陳列方法
- (3) 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示
- (4) サンプルディスプレイの状況

6 調査結果の概要

(1) 調査実施店舗数

・調査実施店舗数は683店であり、業種別では書店425店(62.2%)、古書店208店(30.5%)、その他50店(7.3%)である。

(2) 有害図書類販売の有無

・調査実施店舗数683店のうち、有害図書類を取り扱っている店舗は70.6%(482店)と、前年度(68.6%)と比較し、増加している。

(3) 有害図書類の区分陳列方法

・有害図書類取扱店482店のうち、区分陳列を実施している店舗は75.5%(364店)である(前年度(69.8%))。
・区分陳列を実施している店舗364店の区分陳列方法は、10cm以上張り出した仕切り板によるものが44.8%(163店)、間仕切り等によるものが39.3%(143店)、60cm以上離れた棚によるものが20.3%(74店)、カウンターの上や内側によるものが9.6%(35店)であった。

(4) 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示

・有害図書類取扱店482店のうち、18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示を実施している店舗は85.1%(410店)である(前年度(83.1%))。

(5) 有害図書類サンプルディスプレイの状況

・有害図書類のサンプルディスプレイをしていない店舗は、有害図書類取扱店482店中94.6%(456店)である(前年度(91.4%))。

(参考) 報告書中の表記について

- ・本調査において、「有害図書類」とは、「2か所のシール止め」、「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態で陳列されている図書類を言う。
- ・結果数値は、特に断りのない限り小数点以下第2位で四捨五入しているため、回答比率の合計が100%に一致しないことがある。
- ・複数回答の設問については、回答比率の合計は通常100%を超える。
- ・前年度の数値を参考に記述しているが、母集団数は当年度と同一ではない。
- ・地域県政総合センターの所管区域の変更について

相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に伴い、「津久井地域県政総合センター」を廃止し、相模原市(旧津久井町、相模湖町を含む)、城山町及び藤野町を所管する「県北地域県政総合センター」を設置した。(平成18年3月20日)

城山町及び藤野町が相模原市と合併した。(平成19年3月11日)

県央地域県政総合センターと県北地域県政総合センターを再編・統合し、県央地域県政総合センターを設置した。(平成20年4月1日)

	H20～(現行)所管地域	H19所管地域	H18所管地域
県央地域県政総合センター	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
県北地域県政総合センター	-	相模原市(合併後)	相模原市(旧津久井町、相模湖町含む)、城山町、藤野町

調査結果（平成21年度通年）

1 調査実施店舗数

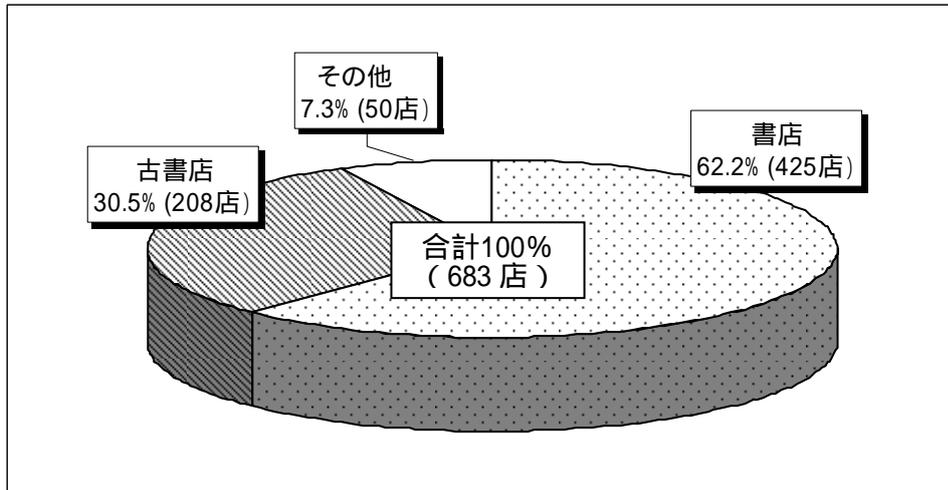
調査実施店舗数は683店（延べ）であり、地域別・業種別の店舗数は次のとおりである。

図表1-1 地域別調査実施店舗数 (店)

地域 期間	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	湘南	足柄上	西湘	合計
H21.7.1 ～ H21.9.30	227	51	79	28	142	9	31	567
H21.10.1 ～ H22.3.31	0	70	0	45	1	0	0	116
計	227	121	79	73	143	9	31	683

図表1-2 業種別調査実施店舗数

n=683



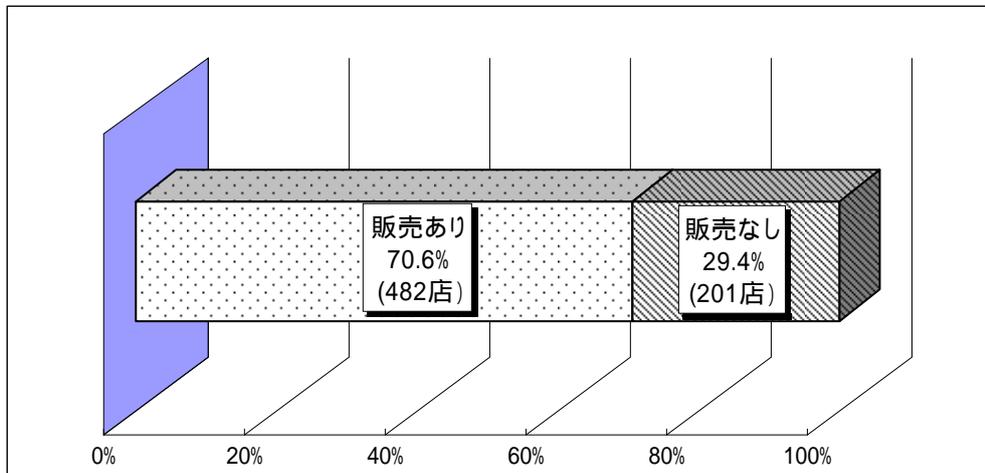
「その他」とは、書籍の取扱いのあるゲーム販売店等である。

2 有害図書類販売の有無

調査実施店舗数 683 店のうち、70.6% (482 店) で有害図書類を販売していた。

図表 2 有害図書類販売の有無

n=683



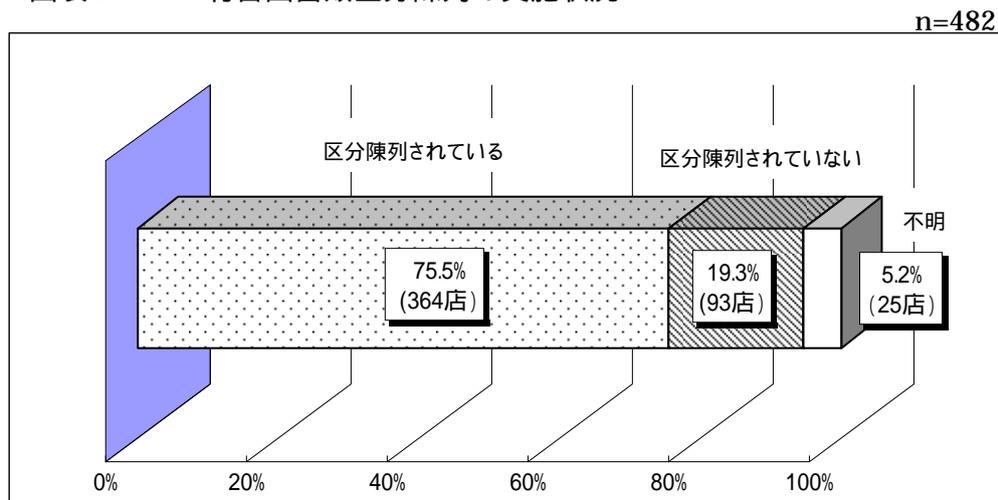
3 有害図書類の区分陳列方法

(1) 有害図書類区分陳列の実施状況

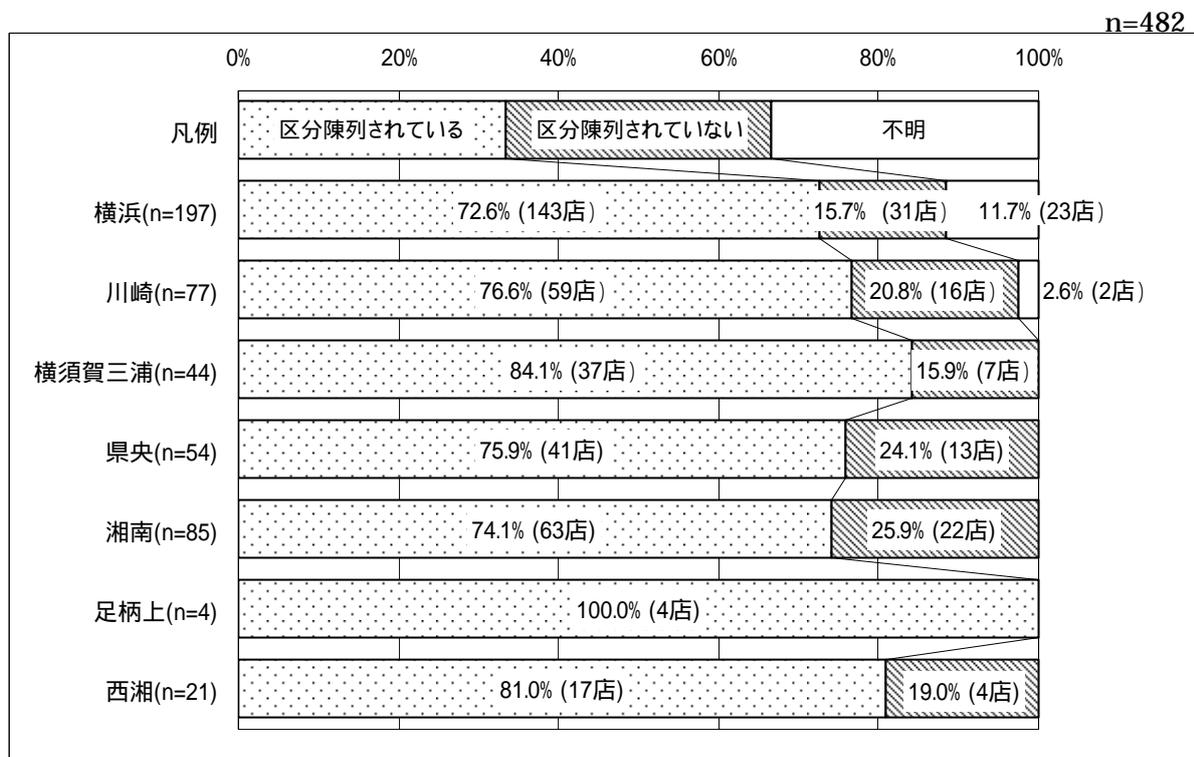
有害図書類取扱店 482 店のうち、区分陳列を実施している店舗は 75.5% (364 店) であった (前年度 69.8%)。

また、「区分陳列されていない」店舗は 19.3% (93 店) であり、その内訳は、「区分陳列自体を実施していない」、「仕切り板が 10cm を満たしていない」、「上下の棚の内、一部の棚でしか区分をしていない」などである。

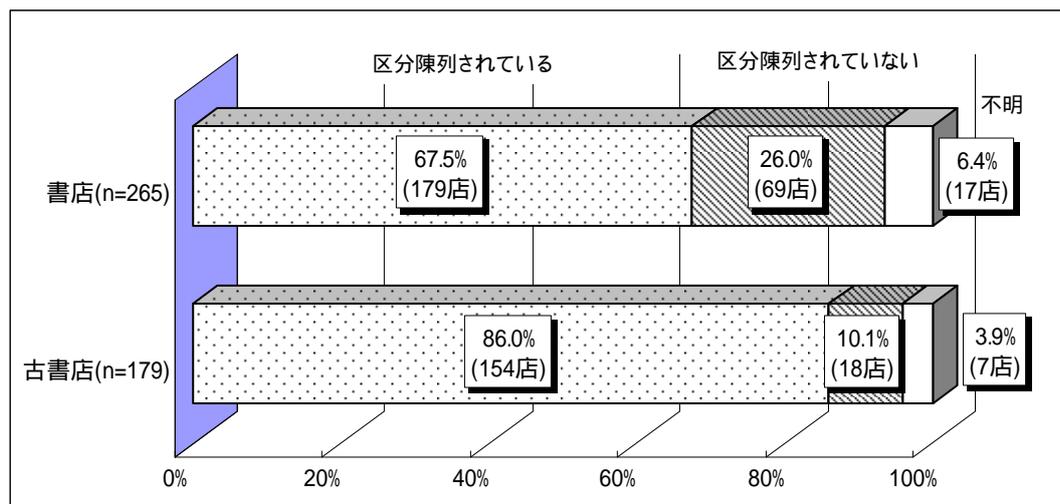
図表 3 - 1 有害図書類区分陳列の実施状況



図表 3 - 2 地域別有害図書類区分陳列の実施状況



図表 3 - 3 業種別有害図書類区分陳列の実施状況



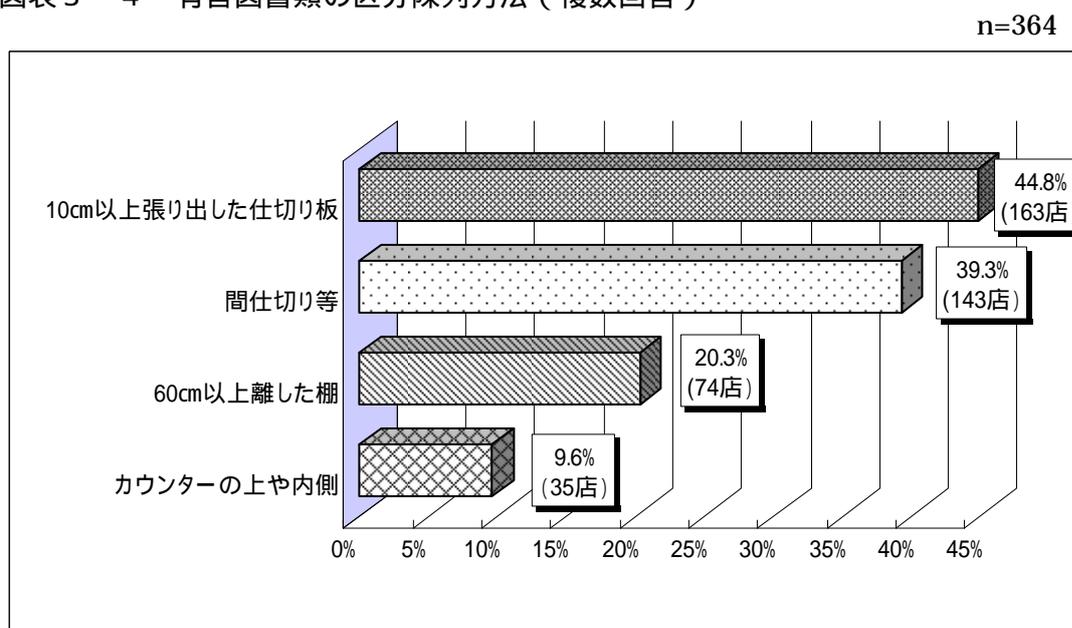
有害図書類を取り扱っている書店は調査実施店舗 425 店のうち 62.4% (265 店)、古書店は 208 店のうち 86.1% (179 店) であった。

前年度の有害図書類の区分陳列実施率は、書店で 66.9%、古書店で 76.5% であった。

(2) 有害図書類区分陳列の実施方法

有害図書類の区分陳列を実施している店舗 364 店の区分陳列の方法は、10cm 以上張り出した仕切り板によるものが 44.8% (163 店)、間仕切り等によるものが 39.3% (143 店)、60cm 以上離れた棚によるものが 20.3% (74 店)、カウンターの上や内側によるものが 9.6% (35 店) であった。

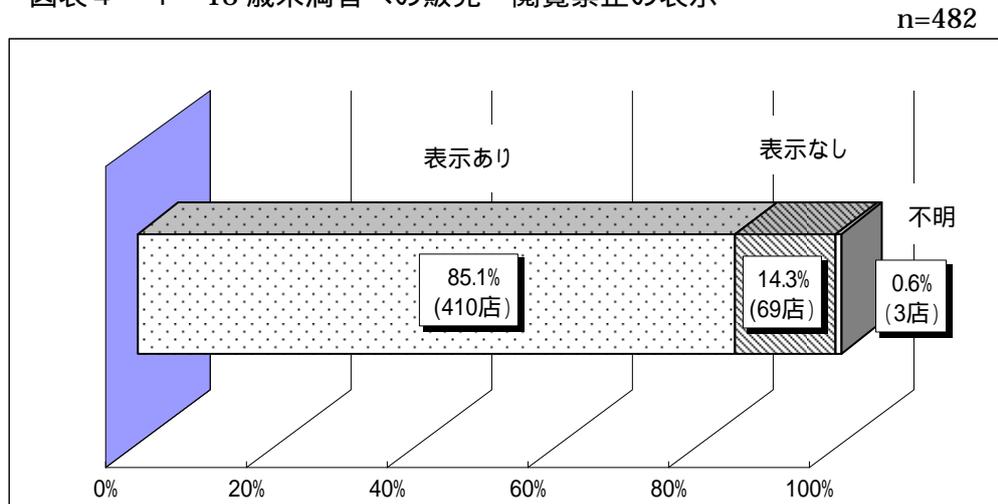
図表 3 - 4 有害図書類の区分陳列方法 (複数回答)



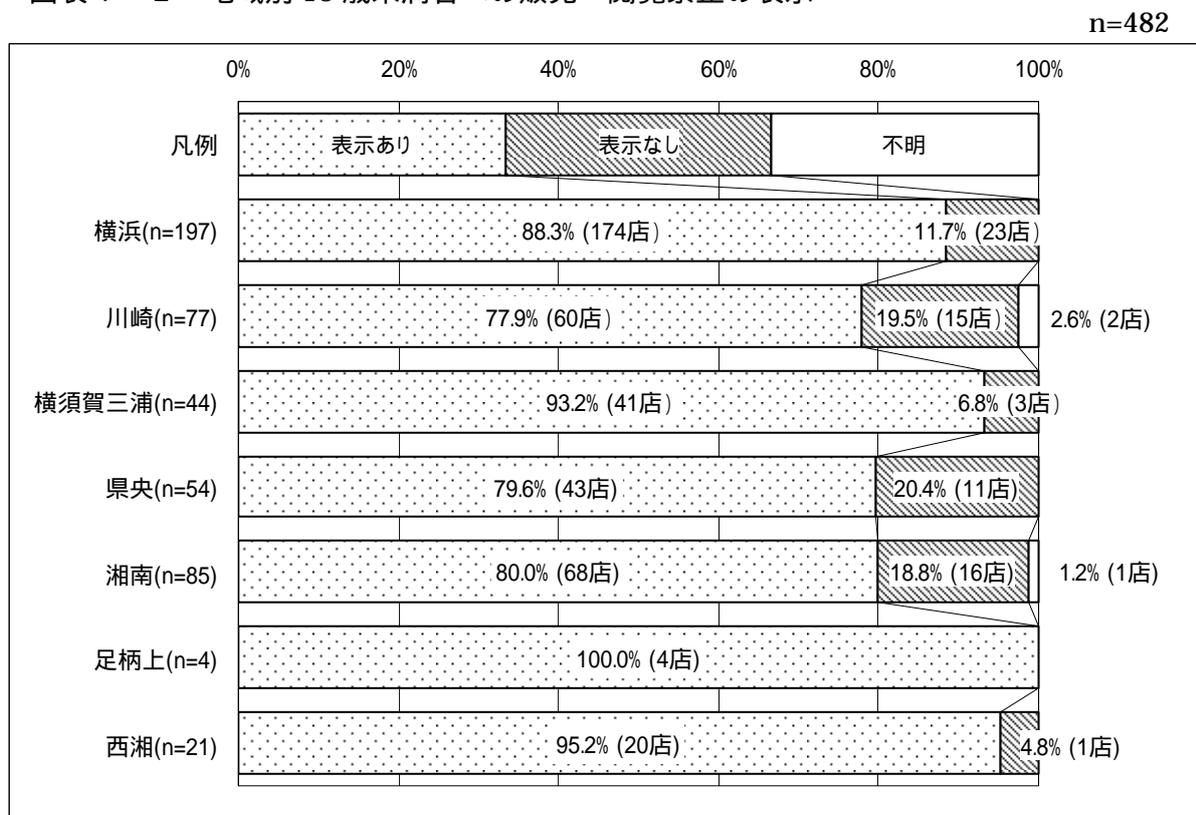
4 18歳未満者への販売や閲覧禁止の表示

有害図書類取扱店 482 店のうち、18 歳未満者への販売や閲覧禁止の表示を実施している店舗は 85.1% (410 店) であった (前年度 83.1%)。

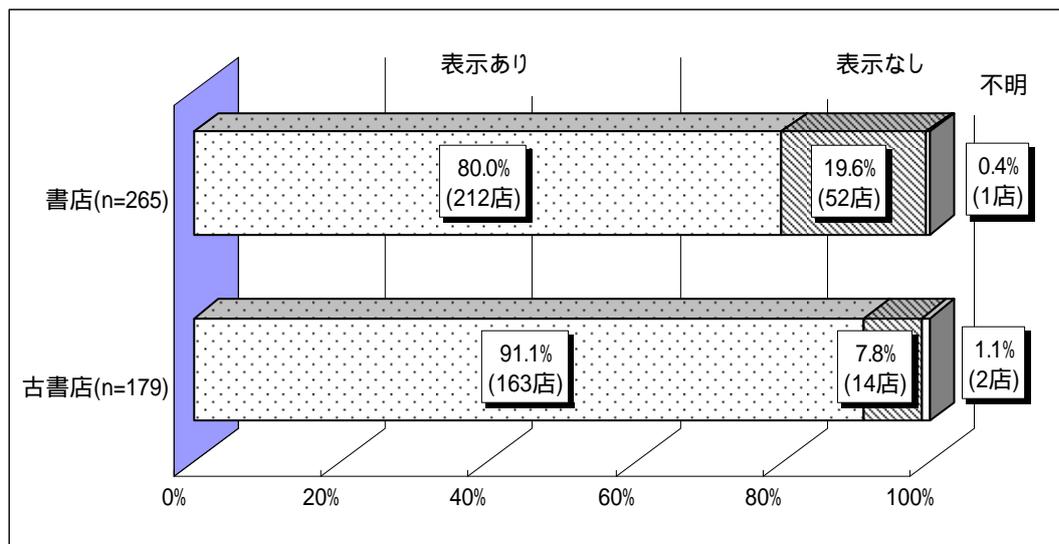
図表 4 - 1 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示



図表 4 - 2 地域別 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示



図表4 - 3 業種別 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示



有害図書類を取り扱っている書店は調査実施店舗 425 店のうち 62.4% (265 店)、古書店は 208 店のうち 86.1% (179 店) であった。

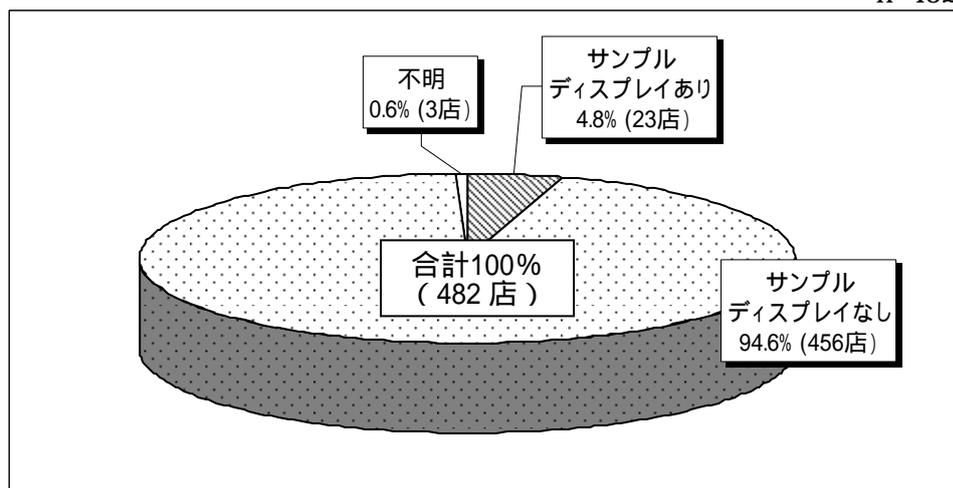
前年度の 18 歳未満者への販売・閲覧禁止の表示実施率は、書店で 79.6%、古書店で 88.7% であった。

5 サンプルディスプレイの状況

有害図書類のサンプルディスプレイをしていない店舗は、有害図書類取扱店 482 店中 94.6% (456 店) であった (前年度 91.4%)。

図表5 有害図書類のサンプルディスプレイの状況

n=482



集計表

1 平成21年度調査結果(通年)

表1 - 1

市 町 村 名	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)	書店	古 書店	そ の 他	有害図書類販 売の有無		有害図書類の包装方法(複数可)								
					有	無	(1)書籍				(2)雑誌				
							1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明	1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包 装	3 ひも掛 け	4 不明	
横 浜 市	227	115	76	36	197	30	26	83	22	0	51	112	35	0	
川 崎 市	121	80	39	2	77	44	11	47	9	4	15	51	14	5	
横 須 賀 三 浦	横 須 賀 市	47	35	11	1	31	16	2	14	4	0	8	20	10	0
	鎌 倉 市	20	14	5	1	5	15	0	3	1	0	1	3	0	0
	逗 子 市	6	4	2	0	2	4	0	1	1	0	0	1	1	0
	三 浦 市	5	4	1	0	5	0	4	2	1	0	4	2	1	0
	葉 山 町	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	小 計	79	58	19	2	44	35	6	20	7	0	13	27	12	0
県 央	相 模 原 市	34	21	9	4	25	9	4	12	4	0	4	10	7	0
	厚 木 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 和 市	18	12	6	0	15	3	2	7	0	0	2	10	5	0
	海 老 名 市	5	3	2	0	3	2	0	0	0	0	0	3	0	0
	座 間 市	11	6	5	0	9	2	2	9	1	0	0	5	2	0
	綾 瀬 市	4	4	0	0	1	3	0	1	0	0	1	1	0	0
	愛 川 町	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	73	47	22	4	54	19	8	29	6	0	7	29	15	0
湘 南	平 塚 市	27	19	7	1	14	13	0	4	2	0	3	11	4	0
	藤 沢 市	50	31	18	1	27	23	3	15	8	1	7	18	12	1
	茅 ヶ 崎 市	21	13	8	0	12	9	2	6	3	0	3	8	3	0
	秦 野 市	20	16	4	0	16	4	0	1	0	0	8	9	5	0
	伊 勢 原 市	13	10	3	0	9	4	2	4	0	0	6	8	1	0
	寒 川 町	4	3	1	0	2	2	0	2	0	0	1	1	0	0
	大 磯 町	3	3	0	0	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0
	二 宮 町	5	4	1	0	4	1	0	1	0	0	3	1	0	0
小 計	143	99	42	2	85	58	7	34	13	1	31	57	25	1	
足 柄 上	南 足 柄 市	3	2	0	1	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0
	中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 井 町	3	2	1	0	2	1	1	1	0	0	1	1	0	0
	松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山 北 町	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	開 成 町	2	2	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
	小 計	9	7	1	1	4	5	2	1	0	0	2	2	0	0
西 湘	小 田 原 市	27	17	9	1	17	10	2	10	1	0	6	11	1	0
	箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真 鶴 町	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
	湯 河 原 町	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0
小 計	31	19	9	3	21	10	2	10	1	0	7	15	2	0	
合 計	683	425	208	50	482	201	62	224	58	5	126	293	103	6	

表1 - 2

市 町 村 名	調査実施 店舗数 (書店、古 書店、そ の他)	有害図書類販 売の有無			有害図書類の包装方法(複数可)											
		書店	古書店	その他	有	無	(1)書籍				(2)雑誌					
							1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包装	3 ひも掛 け	4 不明	1 2か所 シール 止め	2 ビニー ル包装	3 ひも掛 け	4 不明		
鶴見区	24	11	10	3	20	4	5	13	1	0	8	13	3	0		
神奈川区	27	12	10	5	26	1	0	11	3	0	2	10	5	0		
西区	14	11	3	0	13	1	1	1	0	0	11	12	0	0		
中区	25	16	9	0	22	3	4	4	2	0	3	15	4	0		
南区	14	4	3	7	11	3	2	4	0	0	5	4	0	0		
港南区	9	4	4	1	8	1	0	2	0	0	1	3	2	0		
保土ヶ谷区	8	3	4	1	7	1	1	5	2	0	1	6	2	0		
旭区	12	6	4	2	10	2	3	6	3	0	3	6	2	0		
磯子区	10	6	3	1	10	0	3	3	0	0	3	5	1	0		
金沢区	12	8	4	0	10	2	0	4	1	0	1	7	2	0		
港北区	22	14	5	3	19	3	3	7	4	0	8	9	5	0		
緑区	5	2	3	0	4	1	1	2	1	0	1	3	1	0		
青葉区	11	7	2	2	8	3	0	6	1	0	0	5	4	0		
都筑区	13	4	2	7	10	3	2	4	1	0	1	3	1	0		
戸塚区	5	1	4	0	5	0	1	3	0	0	2	5	0	0		
栄区	7	2	4	1	7	0	0	5	1	0	0	4	0	0		
泉区	5	3	1	1	3	2	0	1	2	0	0	1	3	0		
瀬谷区	4	1	1	2	4	0	0	2	0	0	1	1	0	0		
合計	227	115	76	36	197	30	26	83	22	0	51	112	35	0		
川崎区	30	19	11	0	25	5	4	15	1	1	4	13	3	1		
幸区	9	8	1	0	3	6	0	2	0	0	2	2	0	0		
中原区	30	21	9	0	21	9	1	15	5	2	2	16	7	2		
高津区	15	10	5	0	8	7	2	4	1	1	2	5	2	2		
宮前区	7	5	2	0	3	4	0	2	0	0	2	3	0	0		
多摩区	17	9	7	1	11	6	3	5	2	0	2	8	2	0		
麻生区	13	8	4	1	6	7	1	4	0	0	1	4	0	0		
合計	121	80	39	2	77	44	11	47	9	4	15	51	14	5		

表1 - 3

市 町 村 名	有害図書類の区分陳列方法(複数可)						18歳未満への販売 や閲覧禁止の表示			サンプルディスプレイ の状況			閉店・ 休業・ 対象店 舗外等	
	1 10cm 以上張 り出し た仕切 り板	2 60cm 以上離 した棚	3 カウン ターの 上や内 側	4 間仕切 り等	5 区分陳 列がさ れてい ない	6 不明	1 有	2 無	3 不明	1 有	2 無	3 不明		
横 浜 市	46	36	8	78	31	23	174	23	0	7	190	0	16	
川 崎 市	21	12	7	22	16	2	60	15	2	5	70	2	24	
横 須 賀 三 浦	横 須 賀 市	11	2	8	11	5	0	29	2	0	3	28	0	3
	鎌 倉 市	2	1	2	1	0	0	5	0	0	1	4	0	1
	逗 子 市	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	2	0	1
	三 浦 市	1	0	2	1	1	0	5	0	0	0	5	0	0
	葉 山 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	小 計	15	3	12	14	7	0	41	3	0	4	40	0	5
県 央	相 模 原 市	13	4	2	2	8	0	16	9	0	0	25	0	2
	厚 木 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 和 市	7	2	0	4	3	0	13	2	0	0	15	0	5
	海 老 名 市	1	2	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0
	座 間 市	7	2	0	1	0	0	9	0	0	0	9	0	0
	綾 瀬 市	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	愛 川 町	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0
	清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	28	10	2	7	13	0	43	11	0	1	53	0	8
湘 南	平 塚 市	3	1	1	4	5	0	11	2	1	4	9	1	2
	藤 沢 市	14	2	1	6	6	0	23	4	0	0	27	0	4
	茅 ヶ 崎 市	7	2	1	2	2	0	10	2	0	0	12	0	2
	秦 野 市	6	1	0	1	8	0	9	7	0	0	16	0	2
	伊 勢 原 市	6	1	0	3	1	0	8	1	0	0	9	0	1
	寒 川 町	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
	大 磯 町	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	二 宮 町	3	0	0	1	0	0	4	0	0	0	4	0	0
	小 計	41	9	3	17	22	0	68	16	1	4	80	1	11
足 柄 上	南 足 柄 市	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	中 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大 井 町	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0
	松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山 北 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	開 成 町	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
	小 計	2	2	0	1	0	0	4	0	0	1	3	0	0
西 湘	小 田 原 市	9	2	3	3	1	0	17	0	0	1	16	0	1
	箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真 鶴 町	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0
	湯 河 原 町	1	0	0	1	1	0	1	1	0	0	2	0	2
小 計	10	2	3	4	4	0	20	1	0	1	20	0	3	
合 計	163	74	35	143	93	25	410	69	3	23	456	3	67	

表1 - 4

市町村名	有害図書類の区分陳列方法(複数可)						18歳未満への販売や閲覧禁止の表示			サンプルディスプレイの状況			閉店・休業・対象店舗外等
	1 10cm 以上 張り出した仕 切り板	2 60cm 以上 離れた 棚	3 カウン ターの 上や 内側	4 間仕 切り等	5 区分 陳列 がされ ていな い	6 不明	1 有	2 無	3 不明	1 有	2 無	3 不明	
鶴見区	3	4	1	11	3	1	17	3	0	2	18	0	1
神奈川区	6	3	3	9	3	5	23	3	0	0	26	0	2
西区	10	0	0	2	2	0	13	0	0	0	13	0	0
中区	2	6	0	6	7	0	18	4	0	2	20	0	5
南区	1	0	1	7	2	0	10	1	0	0	11	0	1
港南区	2	1	2	3	1	0	8	0	0	1	7	0	0
保土ヶ谷区	0	0	0	5	1	2	7	0	0	0	7	0	1
旭区	5	3	0	8	0	2	10	0	0	0	10	0	0
磯子区	1	1	0	3	5	1	6	4	0	2	8	0	1
金沢区	3	3	0	2	1	2	8	2	0	0	10	0	1
港北区	5	4	0	3	5	3	15	4	0	0	19	0	0
緑区	1	1	0	1	0	2	4	0	0	0	4	0	3
青葉区	1	2	1	2	1	2	8	0	0	0	8	0	0
都筑区	2	1	0	7	0	0	10	0	0	0	10	0	0
戸塚区	0	4	0	1	0	0	5	0	0	0	5	0	0
栄区	2	1	0	4	0	2	6	1	0	0	7	0	1
泉区	1	1	0	2	0	1	2	1	0	0	3	0	0
瀬谷区	1	1	0	2	0	0	4	0	0	0	4	0	0
合計	46	36	8	78	31	23	174	23	0	7	190	0	16
川崎区	7	3	3	6	6	0	18	7	0	3	22	0	4
幸区	0	0	0	1	1	1	2	1	0	0	3	0	1
中原区	6	7	3	6	1	1	18	1	2	0	19	2	6
高津区	1	0	1	2	4	0	6	2	0	2	6	0	2
宮前区	2	0	0	0	1	0	2	1	0	0	3	0	2
多摩区	3	2	0	4	2	0	8	3	0	0	11	0	7
麻生区	2	0	0	3	1	0	6	0	0	0	6	0	2
合計	21	12	7	22	16	2	60	15	2	5	70	2	24

1 平成21年度「有害図書類区分陳列等調査」の概要

1 趣旨

神奈川県では、これまで市町村、青少年関係団体等と連携し、青少年の健全育成や、青少年を取り巻く社会環境の健全化に向けた様々な取組を進めてまいりました。

今回の調査は、平成20年度の調査の中間集計の状況をみると、全体的に区分陳列の実施状況の不備が見受けられ、引き続き、条例の趣旨及びこれに基づく措置を一層浸透させる必要があることから、改めて地域の状況を把握するため、地域で青少年の健全育成、社会環境健全化に取り組まれている方々の協力を得ながら行うものです。

なお、平成20年度の調査から、書店及び古書店を調査対象店舗としています。

コンビニエンスストアについては、これまでの調査の実施結果や今後市町村が自主的に行う調査等を踏まえて、県として必要な指導や調査を行うことで、引き続き有害図書類区分陳列の徹底を図り、またコンビニエンスストア本部・本社に対しては、県として必要な要請等を行っていくことで対応を行ってまいります。

また、調査結果につきましては、関係業界の自主的取組の促進等、今後の青少年の社会環境健全化に向けた県の施策に反映させるとともに、各市町村における社会環境健全化に向けた様々な取組にも活用されます。

2 調査の内容

各店舗における次の項目を調査していただきます。

- (1) 有害図書類の販売の有無及び陳列状況
- (2) 有害図書類の青少年への購入・閲覧制限の旨の掲示の状況

3 調査実施者

県内各地域で、青少年の健全育成、環境健全化に取り組まれていらっしゃる青少年関係団体等の方々の中から、各市町村がそれぞれの取組状況に応じて調査の協力を依頼することとします。

4 調査対象店舗

県が市町村に別途お示しする「対象店舗一覧」をベースに、各市町村が選定します。

5 調査の頻度

調査は、原則年1回以上（必要があれば複数回）お願いします。

6 調査票の提出

調査結果を記載した調査票は、調査実施後、各市町村の当該調査主管課に提出していただきます。また、各市町村は、調査結果を取りまとめの上、所管の地域県政総合センターに報告していただきます。

なお、平成21年度より有害図書類の区分陳列にかかる権限の移譲を受けた市町（横浜市、川崎市、開成町、湯河原町）が同様の調査を実施した場合は、県内全域の区分陳列状況を把握し、関係業界と協議を進める資料として、県にも結果の提供をお願いします。

2 平成 21 年度「有害図書類区分陳列等調査」の工程

	県青少年課	各市町村調査担当主管課	調査実施団体
21 年 4 月	・ あらまし、調査票等の作成		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村の調査実施団体・調査対象店舗確認 ・ 各市町村、調査実施団体あて依頼（あらまし、Q&A、啓発チラシ、対象店舗一覧送付） ・ 20 年度調査結果送付 ・ 関係業界に対する調査協力周知・前年度調査に基づく申入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各調査実施団体等との調整 ・ 調査対象店舗の確認 	
6 月	・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知		
7 月			・ <u>前期調査実施</u> （～ 9 月末）
8 月			← ・ 随時市町村へ調査票を提出
9 月	・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知	・ 調査票とりまとめ	
10 月	←	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票提出 ・ 各市町村(各県政総合センターあて) ・ 各県政総合センターから県青少年課あて提出 ・ 権限移譲市町から調査結果の提供 	・ <u>後期調査実施</u> （～ 3 月末）
11 月	・ 中間集計作成・送付 →		← ・ 随時市町村へ調査票を提出
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例示通知により調査対象店舗に調査実施周知 ・ 次年度調査の検討 		
22 年 1 月			
2 月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">青少年主管課長会議</p> <p style="text-align: center;">21 年度中間集計の報告、22 年度の説明</p> </div>		
3 月		・ 調査票とりまとめ	
4 月	←	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査票提出 ・ 各市町村(各県政総合センターあて) ・ 各県政総合センターから県青少年課あて提出 ・ 権限移譲市町から調査結果の提供 	
5 月	・ 集計作成・送付 →		

有害図書類の指定及び販売等の禁止

第7条

●だれでも、有害な図書類として個別指定されたり、包括指定に当てはまる図書類を、青少年に売ったり、与えたり、貸したり、見せたり、聴かせたりしてはいけません。

1 書籍、雑誌

全裸、半裸、もしくはこれらに近い状態での卑わいな姿態または性交、もしくはこれに類する性行為を被写体とした写真または描写した絵を載せたページ（表紙を含む。）の数が、20ページ以上であるもの、または総ページ数の5分の1以上を占めるもの。

2 ビデオテープ、DVD、ビデオディスク

①と同じ卑わいな姿態等を描写した場面が全体で3分を超えるもの。

●図書類とは
書籍、雑誌、文書、絵画、写真、ビデオテープ、DVD、ビデオディスク、録音テープ、録音盤、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するもので規則で定めるものをいいます。
※ ゲームソフトも図書類になります。

●個別指定とは
図書類の内容が著しく性的感情を刺激したり、残虐性があると認められるものを知事が青少年に有害なものとして個別に指定することをいいます。

●包括指定とは
知事が個別指定しなくとも、左記のようなものは有害図書類となります。



★違反すると、**30万円以下の罰金**

（注） 今回の調査では、「2か所のシール止め」、「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなしていません。

有害図書類の陳列場所の制限

第8条

●書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等では、成人向けの本、アダルトビデオなど有害図書類を陳列しようとするときは、次の方法で他の図書類と区別して、店内の監視の目がとどく場所に置かなければなりません。

●さらに、有害図書類の陳列場所には、下のような表示を見やすい文字で掲示しなければなりません。

18歳未満の方に対し、ここに陳列してある書籍、雑誌を販売したり閲覧させることは禁止されています。

有害図書類を陳列する方法 (平成17年10月1日施行)

次のいずれかの方法で陳列しなければなりません。



1 扉扉、間仕切り、ついで等で隔離

2 レジの上または内側の場所にまとめて陳列

3 ビニール包みやひもかけなどで、容易に閲覧できないように規則による方法でまとめておく。



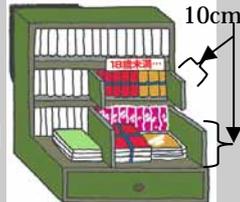
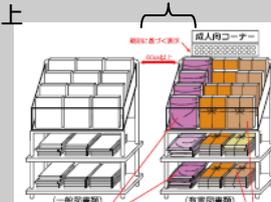
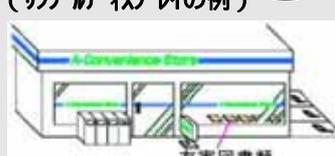
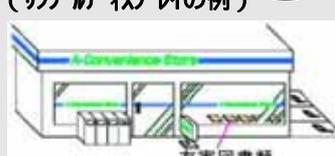
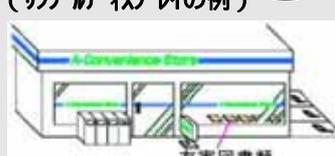
★違反すると、**改善の勧告をし、この勧告に従わない場合、改善の期限を定めて知事が改善命令をします。この命令に従わないと30万円以下の罰金**

★また、この命令に従わないときは、知事は、その者の氏名等を公表することができます。

4 有害図書類区分陳列等調査票

(記入例)

平成21年度 有害図書類区分陳列等調査票

1	調査年月日	21年 月 日	市町村名	市			
	店舗番号	(28) - ()	営業区分	1 書店 2 古書店 その他()			
	店舗名	書店					
2	店舗所在地	(新規・変更のみ記入)	市・町・村				
有害図書類販売物(複数可)の有無及び包装方法							
*この調査では、「2か所のシール止め」「ひも掛け」等により容易に閲覧できない状態の図書類を有害図書類とみなします。							
1 有							
(1) 書籍(本) (2) 雑誌							
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> { <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">3</td> <td style="width: 40%; border: none;"> { <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け </td> </tr> </table>					{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け 	3	{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け
{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け 	3	{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め イ ビニール(ポリ袋)包装 ウ ひも掛け 					
2 無							
有害図書類の区分陳列方法(複数可)							
4	1 10cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列 (成人図書コーナー等仕切り板など)		1	2			
	2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		3	4			
	3 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		3	4			
	4 間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列		3	4			
	5 区分陳列がされていない		3	4			
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>10cm以上</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>60cm以上</p> </div> </div>							
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>							
18歳未満への販売や閲覧禁止の表示		有害図書類サンプルディスプレイ(店の外から見える場所に陳列)の状況					
1 有 2 無		1 有 2 無					
5		6					
		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"> { <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め (サブディスプレイの例) イ ビニール (ポリ袋)包装 ウ ひも掛け </td> <td style="width: 50%; border: none;">  <p>有害図書類</p> </td> </tr> </table>			{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め (サブディスプレイの例) イ ビニール (ポリ袋)包装 ウ ひも掛け 	 <p>有害図書類</p>	
{ <ul style="list-style-type: none"> ア 2か所シール止め (サブディスプレイの例) イ ビニール (ポリ袋)包装 ウ ひも掛け 	 <p>有害図書類</p>						
備考 (調査協力への店舗の対応 無(調査協力拒否等))							
7							

店舗番号 対象店舗一覧表による番号を記載願います。

店舗所在地 新規・変更があった場合のみ地番まで記載願います。

有害図書類販売物（複数可）の有無及び包装方法

販売されている有害図書類について、包装方法に をつけて下さい。

本調査においては、書籍・雑誌等に2か所のシール止め・ビニール包装・ひも掛け等がされている図書類を有害図書類とみなします。（パチンコ雑誌、競馬雑誌、包装等していない週刊誌等は本調査における有害図書類にあたりません。）

ただし、これらの図書類のうち、雑誌の付録等が散乱しないためのビニール包装等であり、明らかに有害図書と思われないものは除きます。

なお、有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていないものは、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記載願います。

有害図書類の区分陳列方法（複数可）

調査票のイラストを参考に、区分陳列方法に を記入してください。

なお、店舗の自主規制として仕切板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装等していない週刊誌等成人向け図書類を配架している場合は混在しているとみなしません。

18歳未満への販売や閲覧禁止の表示

有害図書類の陳列場所には、青少年に販売や閲覧が禁止されていることを見やすい場所に容易に判断できる大きさの文字で掲示しなければいけません。

（例：18歳未満の方に対して、ここに陳列してある書籍・雑誌を販売したり、閲覧させることは禁止されています。）

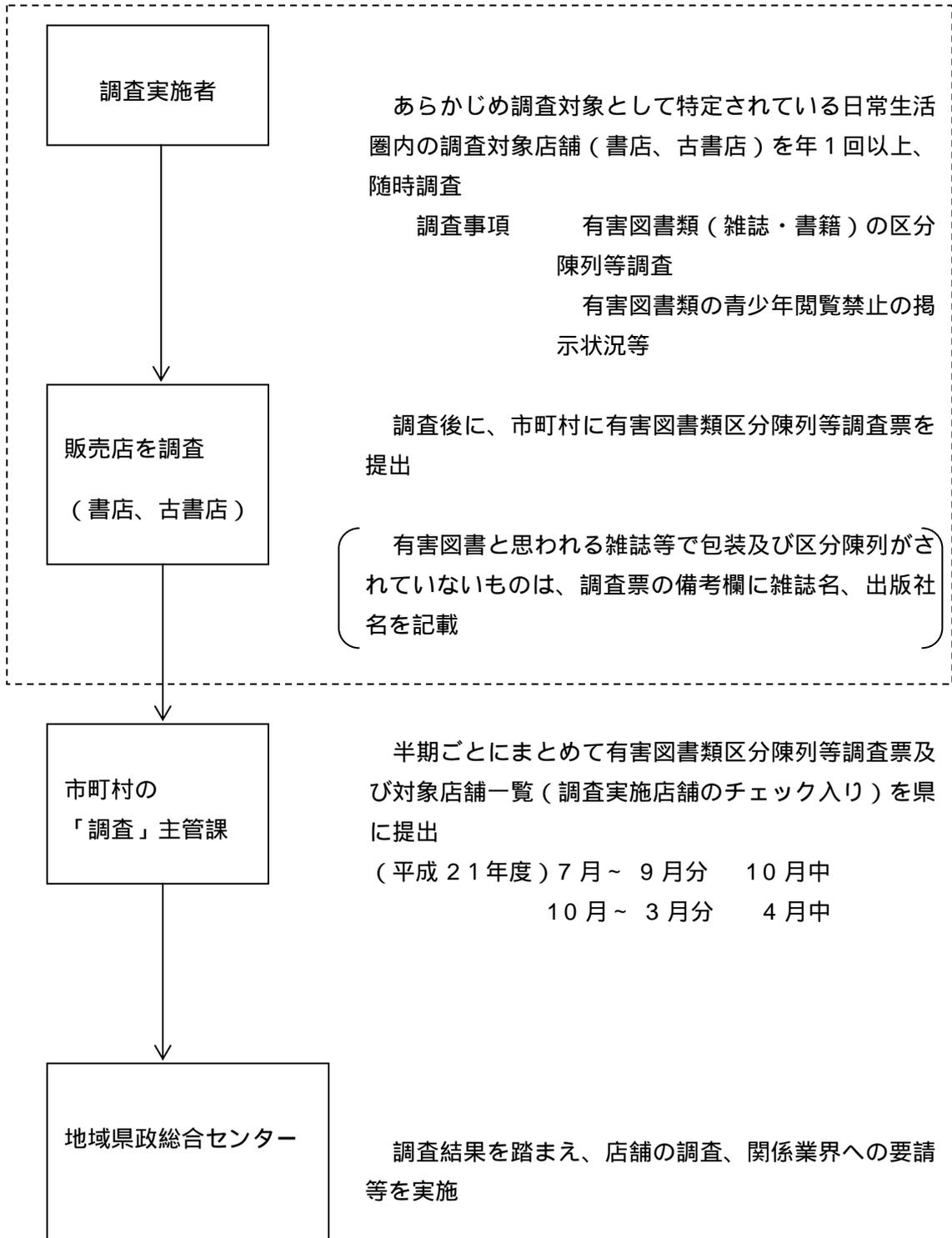
有害図書類サンプルディスプレイ（店の外から見える場所に陳列）の状況

有害図書類の表紙が店の外からガラス面を通して見えるように陳列されているかどうかを確認してください。記入の際には、サンプルディスプレイされている有害図書類の包装方法に を記入してください。

調査により、対象店舗が廃業・営業区分等の変更をしていた場合は、備考欄にその旨記載願います。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。

5 調査の流れ

調査実施者の皆様にお願ひする業務



6 店舗での調査フロー

